

## 本号で公布された条例のあらまし

介護保険法施行条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十六号）（高齢者福祉課）

### 一 趣旨

介護保険法の改正に伴い、条例の一部を改正する。

### 二 内容

介護保険サービスに、新たに「地域密着型通所介護」が創設され、定員十八人以下の通所介護事業の所管が市町村に移行する。

これに伴い、次の改正を行う。

- (一) 通所介護に関する規定のうち、療養通所介護（定員九人以下）の人員・設備・運営に関する規定（第百十四条～第百三十一条まで）を削除する。
- (二) 文言及び項ずれの整理を行う。

### 三 施行期日

平成二十八年四月一日